

厚生労働科学研究費補助金

子ども家庭総合研究事業

保育園での児童虐待の早期発見・対策にかかる諸問題の解明と  
対策システムの構築

平成16年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 加藤 和生

平成17（2005）年 5月

## 目 次

### I. 総括研究報告書

保育園での児童虐待の早期発見・対策にかかわる諸問題の解明と対策システムの構築(総括) ----- 1

主任研究者 加藤和生

### II. 分担研究報告

1. 保育園における潜在的被虐待児の早期発見・対応に関わる諸問題の探索的研究 ----- 7

加藤和生・笠原正洋

2. 保育所や幼稚園において潜在する被虐待児の早期発見と対応に関する

プロセスモデルの再構築と質的分析のためのコード・スキーマの作成 ----- 19

笠原正洋・加藤和生・後藤晶子・丸野俊一

3. 保育園での被虐待児の早期発見と通告にかかわる問題と原因 ----- 41

笠原正洋・加藤和生・後藤晶子・丸野俊一

4. 保育園において潜在化する被虐待児を早期発見するためのスクリーニング法の検討 ----- 56

笠原正洋・加藤和生・後藤晶子・丸野俊一

5. 虐待発見プログラム、親支援教授法の開発に関する文献研究 ----- 67

田代勝良

# 厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

## （総括）研究報告書

研究課題：保育園での児童虐待の早期発見・対策にかかる諸問題の解明と対策システムの構築

主任研究者 加藤 和生  
九州大学大学院人間環境学研究院

### 研究要旨

保育園は、児童虐待の早期発見、通告および対応において重要な役割を果たすと考えられている。だが現実には、そこに勤務する保育士らは早期発見と対応に関して多くの問題・悩み・不安を抱えている。そのため、必ずしも発見・対応が十分になされていない。この問題を開拓し、期待される保育士らの役割を十分に遂行するように支援していくためには、彼らのおかれた現状・問題を明確に分析し、その上で現場の状況とニードに合った効果的な対策を立案・提言していくことが必要である（3年間計画）。そこで、本年度では、まず保育士の抱える諸問題を質的に詳細に聞き取り調査をし、それを概念的に整理することで「発見から対応まで」のプロセスモデルを構築した（モデル構築と聞き取り調査による質的分析）。これにより次年度の調査の理論的枠組みを構築した。また対策プログラムに向けての準備として文献研究および被虐待児スクリーニング法の検討を行った。

### I. はじめに

#### （1）研究の背景と本研究の位置づけ

今日、児童虐待への意識は一般の中にもやっと高まりつつある。だが、日本での児童虐待への理解・対応・制度の確立は欧米に比べると非常に遅れているのが現状である。児童虐待防止法が施行されるようになって以来、保育園など児童と直接関わりを観察する機会の多い機関では、施設をあげての児童虐待の早期発見・対応が、法的・社会的に強く要請されるようになってきた。しかし、こうし

#### 主任研究者

加藤和生 九州大学大学院人間環境学研究院

#### 分担研究者

笠原正洋 中村学園大学人間発達学部  
田代勝良 西九州大学社会福祉学部  
後藤昌子 独立行政法人肥前精神医療センター  
丸野俊一 九州大学大学院人間環境学研究院

た要請があるにもかかわらず、保育園の多くは、児童虐待の早期発見・対策のための準備はまだほとんどできておらず、具体的にどのように対応して良いのかに悩み、さらに対応しようとするが現実には、多くの障害に直面し、対応に苦慮しているのが現状である。

このような現状は、日本における児童虐待問題への一般の人や研究者・福祉関係者の意識の遅れに起因している。研究に関していうならば、児童虐待防止法の施行以来、急激に啓蒙的書物が出版され、重篤な被虐待時の治療事例報告が出てくるようになったが、虐待の実態や対策における問題点を実証的に研究するものは未だに少ない(加藤, 2005)。

本来、児童虐待という問題を取り扱う際に、「予防」、「発見とその対策」、「治療」という3つの段階に分けて考えることが有用であろう。というのは、それぞれの段階で中心的役割を果たす職種（あるいは団体、個人）が存在し、それぞれの職種が自らに分担することが期待されている役割があるはずであるからだ。もしそうであるとするならば、それぞれの段階での必要な職種とその役割分担を相互に明確に話し合い、その上で相互の連携システムを構築していくことが、児童虐待という問題にもっとも効果的に対処できると考えるからである（表1-1参照）。

この観点から、冒頭で述べた保育士らの現状を考えるならば、彼らへの社会的期待や要請は大きな問題が存在する。だが、その役割は必ずしも社会的に明確に認知され共有されていないようである。そのため、被虐待児を早期に発見し対応するとき、保育士たちは多くの困難（不安、問題、ニード）に直面している。

保育園や保育士のおかれた困難な状況を開拓するためには、まず、保育園や保育士が直面している問題（不安、悩み、障害、ニードなど）を具体的かつ綿密に調査することが不可欠であろう。そうすることではじめて、現場の状況に合った具体的で有効な対策法を考案できると考える。

だが、今までのところ、この問題に関して実証的なアプローチにもとづく研究は非常に少ない。確かに若干の実証的研究は存在するが、そこでは多くの保育士が被虐待児への対応に不安・悩み・不満を抱えていることを明らかにしただけで、保育士たちのその不安や悩み、抱えている問題の内容や原因を明らかにするものではない。そのため、児童虐待への具体的な対応策へのヒントをほとんど提供していない。

## (2)本研究の全体構想

本研究では、こうした状況および問題意識をふまえて、表1-1に示した「発見・照会」の段階に焦点をあて、3年間の研究期間をとおして次の3点の課題に取り組む。

課題1：保育園保育士の抱える問題の分析と実態把握

保育園・保育士の抱える問題（不安、悩み、ニードなど）、保育士の児童虐待への対応に関する知識および技能（虐待の種類とサイン、早期発見の仕方とその意義、通告義務と通告法、親への対応方法や育児不安相談の技能、関連機関の存在と連携の仕方、園全体としての対応の仕方など）の詳細な聞き取り調査を行い、質的な分析を行う。

次に、質問紙調査で量的分析を行う。その際、保育園・保育士の要因、保育園・保育士と保護者との関係、保育園と児童虐待関連機関との連携の3つの観点からも分析を行う予定である。というのは、保育園での児童虐待への対応は、保育園あるいは保育士だけの問題ではなく、他との連携やそこでおこる関係構造上の問題も考慮しなければならないからである。

## 課題 2：利用可能な対策プログラムの開発

次に、それにもとづき、保育園・保育士のおかれた現状を十分に考慮した対策プログラムを提案する。また、それをさらに外から支援するシステム（保育士や親への教育プログラム、親への支援方法の構築、連携ネットワークの構築、さらに保育教育でのカリキュラム改善）についても、現場の保育士・保育園と連携して考案する。以上を通して、保育園の現場の状況にあった実践的な児童虐待への対応策を提言する。

## 課題 3：対策プログラムの有効性の検証

提案した対策プログラムの有効性を検証する。

## II. 研究方法

3年間の研究期間を通して、上述の3つの課題を、次の時間的枠組みにもとづき遂行していく。なお、平成16年度は、課題1と課題2の一部に取り組んだ。

課題1：H16年度では、①児童虐待の早期発見と対応に関する保育園・保育士の抱える問題を概念的に分析・整理し、それにもとづき児童虐待の発見から対応までのプロセス・モデルと原因分類のためのコード・スキーマを構築する。②そのモデル及びコード・スキーマにもとづき、そのプロセスの各段階で、保育園経営者、保育士がどのような問題（不安、悩み、不満、ニードなど）を抱えているかを取り出すための面接構造質問紙を作成する。③それにもとづいて、詳細な半構造化面接を行い、それを分析し、それぞれの段階での問題の内容やその原因を質的に分析する。

H17年度前半では、①問題とその原因の因果モデルを作成する。また、それを数量的に検証するための質問項目を作成し、それと関連尺度とを含めた質問紙を作成する。②この質問紙に基づき調査を実施する。

H17年度後半では、①データ整理および分析を行う。特に、保育士の持つ不安、悩み、不満に関わる要因の因果モデルを多変量解析手法を用いて推計統計学的に検証する。

なお、児童相談所、開業医等にも保育園への対応において、これらの期間の現状と抱える問題の聞き取り調査を実施する。

課題2：①H16年度から17年度前半にかけて、児童福祉行政、制度およびその実態の状況を文献および関係者の面接を通して調査し、現状と問題・課題を整理する。次に、②課題1の分析結果にもとづき、H17年度後半から、具体的な児童虐待への対応策の草案を作る。その際、現場の保育士に参加を依頼し、保育士が具体的に利用可能な対策案を作成する。また、既に刊行されている図書で利用可能なものを案の中に組み込んでいく。また、園外から支援するシステム（保育士や親への教育プログラム、親への支援方法の構築、連携ネットワークの構築、さらに保育教育でのカリキュラム改善案）についても、現場の保育園・保育士と連携して考案・提案する。以上を通して、保育園の現場にあった実践的な児童虐待への対応策を提言する予定である。

課題3：H18年度前半では、①児童虐待への対応能力を反映する変数（例えば、児童虐待の発見率、対応への不安・悩み、自己効力感、虐待サインの読みとりなど）を測定できる尺度や質問項目を作成する。②H17年度の質問紙調査のサンプルから選出した保育園での調査を実施する（事前テスト）。③課題2で提案した対策プログラムを理解しやすい形にまとめ、研修等で用いることのできる教材を作成する。これを保育園に配布する。また、講習会等で用い、教授・実習を行う（教授・訓練）。

H18年度後半では、大規模調査で行った対応能力に関する調査を再度行う。これにより、

保育園での児童虐待への対策プログラムの有効性を検証する（事後テスト）。また、結果に基づき、内容を修正・改善を行う。

### III. 研究成果および考察

H16年度の目標は、保育園・保育士の抱える問題を詳細に質的に分析することだった。そのため、次のことを行ってきた。以下、(1)～(3)は課題1に、また(4)は課題2の遂行に、それぞれ対応する。

(1) 詳細な面接調査による問題の洗い出し作業

業：加藤・笠原は、保育士・園長・児童相談所員の研究協力者4名に個別面接を実施し、保育所での被虐待児の早期発見・通告・対応に伴う不安・困難さ等の詳細な報告を求めた。彼らとの議論を通して、保育士の抱える問題を概念的に分析し、児童虐待の早期発見・対策を取り巻く諸問題の構造の大枠を整理した。

(2) 保育園での被虐待児の早期発見と対応に関するモデル構築とそれにもとづく調査票の作成

：笠原・加藤・後藤・丸野は、保育所での被虐待児の発見・通告・対応までのプロセス・モデルを構築した。次に、そのモデルの各段階で、保育士・園長はどのような不安、問題、ニードをもつつかを聞き出すための半構造化面接用調査票を作成した。同時に、園で実際に体験された被虐待児の事例を、プライバシーに十分に配慮した形（匿名）で取り出せる調査票を作成した。

(3) 保育士・保育園長への半構造化面接の実施と質的分析

：笠原・加藤・後藤・丸野は、(2)で作成した調査票を用いて、詳細な聞き取り調査を実施した。その結果、上で構築したモデルの初段階で、園長・保育士がどのような問題を持つかが明らかになってきた。福祉行政や専門機関へ

の要望・不満なども明らかになった。この結果は、プロセスを考慮した聞き取り調査（心理学的アプローチ）をしたことの効用といえよう。

(4) 保育園において潜在化する被虐待児を早期発見するためのスクリーニング法の検討：笠原・加藤・後藤・丸野は、保育士が被虐待児の早期発見のために利用する客観的指標「スクリーニング尺度試案（笠原・加藤, 2005）」の検討を行った。これは、保育士を支援する対策プログラム作りの一環である。保育士の知識の偏りや、躊躇と虐待の判別が困難であり親からの強圧的なかかわりを予期して、通告を躊躇することが多い。そのような場合には、客観的指標を用いて被虐待児をスクリーニングする必要がある。ここでは、その妥当性の検討を行った。

(5) 日本の保育園での被虐待児の早期発見と対応に関する文献研究と対策・支援プログラムの枠組み作りの準備（特に、児童福祉行政の視点から）：田代は、現在、文献レビューや聞き取り調査を通して、児童福祉行政や福祉機関での通告された被虐待児への対応に関する現状および制度上の問題や児童相談所・福祉事務所が置かれている状況を分析し、現状と残された課題を整理している。これを通して、本研究の2年目後半に開始する予定の対策・支援プログラムの概念的枠組みを構築する。

### IV. 評価

(1) 達成度について

本年度に設定した目標は、概ね達成されている。すなわち、児童虐待の早期発見と対応に関して保育園・保育士の抱える問題をかなりの程度、洗い出し、整理することができた。

(2)研究成果の学術的・社会的意義について  
学術的意義：

- a) 実証的研究の非常に少ない中での試み：日本での保育園に焦点を当てた児童虐待への対応に関する研究は、その多くが論評や指摘にとどまり、実証性に乏しい。日本での数少ない実証的研究では、保育士の不安や悩み、保育士の要望などに関する大まかな調査にとどまり、詳細な聞き取り調査がなされていない。
- b) 児童虐待への対応を困難にしている要因の特定化により、心理的メカニズムの解明が出来る：被虐待児の発見・通告決定・その後の対応のプロセス・モデルを構築し、それぞれの段階で生じる問題や不安・悩みとその原因要因の関係をモデル化する。さらに、それを統計的手法を用いて、実証的に検証する。
- c) 提案する児童虐待への対応プログラムの効果を実証的に検証し、将来のより有効なプログラム作りのたたき台とその方法論を構築できる。

社会的意義

- a) 保育園・保育士が、今、社会に求められている児童虐待の早期発見と対策に関して、直面している諸問題の実態が詳細に把握できる。
- b) 幅広い視点からの対応策を考えている：対策の一環として、児童虐待に関する教育（現職保育士、保育士学生、親への教育）、園と関連施設の連携づくり、親への心理支援（育児相談、心理カウンセリング）など、より広い観点からの対策を視野に入れている。
- c) 現場の人に役立つ対策法・マニュアル・研修プログラムの提案を目指す：現

在、作られている児童虐待対策マニュアルや実施されている研修会は、現場の保育士のニードを充たすものとなっていない。現場の人たちと共同で作成することで実効性のあるものを作る。

- d) 保育園での児童虐待への具体的な対策および対策技能を向上させる教材を作成する。それにより、保育園・保育士は自信を持って被虐待児の早期発見・適切な対応（指導とケア）をすることができるようになる。
- e) 提案する対策方法を実際に実施して、その有効性を調査・検討する：対策法を提案するだけでなく、その対策法を用いることで、どのような効果があるのか、どう改善したらよいのかなどの実証的方法論を提供する。

(3) 今後の展望について

今回実施された調査により、次年度に予定している課題1、課題2の遂行に必要な枠組み（モデル）、変数の選定の土台ができるつあるといえる。今後は、これを質問紙調査の具体的な調査項目にどう盛り込んでいくかが課題となる。また対策プログラムの枠組みについても、来年度には完成する予定である。

表1-1. 児童虐待対応における段階と各段階における中心的役割をもつ主体と内容

段階	予 防	発見・照会			専門家による対応
		保健センター、保育園・学校	保育園・学校、市民	保育園・学校、児童相談所、福祉事務所	
中心的担い手	政府・行政、市民				
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援</li> <li>・住居提供などの生活支援</li> <li>・啓蒙活動 (政府公報、自治体など)</li> <li>・子育て支援</li> <li>・良好な保育・教育の提供</li> <li>・子育て講座や子育て教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て相談</li> <li>・乳幼児健康診査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設、学校等の発見</li> <li>・地域住民による発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設、学校における見守り (専門機関と連携しながら、家族支援を行なうと同時に、問題発生の際には専門機関への通告を行う)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法判断</li> <li>・措置の決定</li> <li>・家族カウンセリング</li> <li>・被虐待児の治療</li> </ul>

# 厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

## （分担）研究報告書

保育園における潜在的被虐待児の早期発見・対応に関する

### 諸問題の探索的研究

分担研究者 加藤和生<sup>1)</sup>・笠原正洋<sup>2)</sup>

研究協力者 4名 注1

1)九州大学大学院人間環境学研究院

2)中村学園大学人間発達学部

#### 研究要旨

保育園における児童虐待への対応プロセスについて、保育士や園長に対する面接調査を実施した。面接では、保育園での被虐待児の早期発見・通告・対応に伴う不安・困難さ等について回答を求めた。この報告内容をもとに、児童相談所専門家を交えた議論を行い、保育園における児童虐待対応の問題を概念的に分析した。

#### I. 研究目的

今日、児童虐待の問題は益々深刻化している。しかし日本での児童虐待への理解・対応・制度の確立は、欧米に比べて非常に遅れているのが現状である。児童虐待防止法の施行以来、児童に直接関わる保育園では、児童虐待の早期発見・対応が法的・社会的に強く要請されるようになってきた。だが、こうした要請があるにもかかわらず、保育園の多くは、児童虐待の早期発見・対策のための準備はまだほとんどできていない。そのため、具体的にどのように対応してよいのかが分か

らず、また対応したとしても現実には多くの障害に直面し、対応に苦慮しているのが現状である。

こうした問題意識に立ち、本研究では、まず保育園の保育士や園長たちが直面している諸問題の洗い出しを行うことを目的とした。その際、予め著者たちが構想していた「発見から対応まで」のプロセスモデル案を手がかりとしながら、被虐待児を発見し対応するプロセスの初段階でどのような問題・不安・悩みがあり、どのような変革を求めているかを包み隠さずそのままを具体的に語って

もらった。面接質問は、次の3つの問題が明確になるように進めた。すなわち、

- (1) 保育士の置かれた現状と早期発見・対応に関する諸問題（ニードと不安・悩み・困難）、
- (2) 保育園と関連機関の連携の困難さ（これらの問題を解決するために何が必要なのか）、
- (3) 経験者に個別面接調査を実施し、現状をありのままに述べてもらった。

また、ここで得られた面接内容に対して児童相談所員に意見を求めた。

以上を通して、保育園における児童虐待への対応に関する諸問題の大枠を探索的に明らかにする。

## II. 研究方法

### (1) 面接協力者：4名

協力者は、保育園保育士（保育経験5年、現在も勤務中）、保育園の元保育士（保育経験3年）、保育園園長（園長経験14年、現在、同園理事長）の3名と、保育士たちの面接結果に対して意見提供を求めた児童相談所職員1名であった。

### (2) 報告内容

研究目的で述べた3つの問題点について、詳細な面接を個別に行った。なお、結果の報告においては、特定の機関や保育士、家族及び子どもが特定化されないよう倫理的に配慮した。

## III. 研究結果

### 1. 保育士への面接結果1

#### (1)はじめに

現在、虐待されている子どもは確実に増えてきている。また、それにともない保育所が虐待児を受け入れる件数も増えている。保育所保育指針では、保育士の役割として ①虐

待の疑いのある子どもの早期発見と子どもやその家族に対する適切な対応をすること、②虐待が疑われる場合には、子どもの保護とともに、家族の養育態度の改善をすることがあげられている。しかし、実際には多くの問題や課題により思うように対応しきれていないのが現実である。以下では、虐待に対して保育士が抱えている問題や課題、ストレスについて具体的な例をあげその改善点をまとめてみた。

#### (2) 保育園の抱える問題

保育園では、虐待を受けているのではないかと疑われる子どもを発見した際、次のような①～⑤の手順で問題に対応している。

- ① 疑いのある子の発見、②園長に報告、③保育士による観察・情報収集（対象児・保護者）、④園長・主任・担任によるケース会議、  
⑤通報の有無の決定

このような流れの中で、保育士が感じる問題点をあげていく。

##### (A) 発見～通告の決定まで

①通告の判断が正確になされない（保育士の主觀に頼った判断）・・・虐待を疑う子を発見した場合、保育士は情報収集や現状改善のためその家庭に対し、いつも以上の関わりを持つようになる。その結果、少しでも問題が改善された場合、通告が必要な状況でも児童相談所への通告を見送ることがある。また、通告したことがその保護者に知られてしまい、保護者との関係が悪化することを恐れて通告をしないことがある。

②園内での抱え込みが多い・・・通告の有無を決定することは、言い換えると問題を園外に出すか・出さないか決定していることと言える。そのため、一度通告しないと判断するとほとんどの場合、その問題は他の専門機関に相談されることなく園内だけで対応される事になる。しかし、日常の業務の多さや

保護者との関係を保つ難しさなどから思うように対応することが出来ていないことが多い。

(B) 通告実行～重症度・緊急度評価（児童相談所による）

①保護者への対応について不安を抱える・・・通告したことが保護者に知られてしまうことに対する不安、保護者への声かけや子どもの対応についての不安を抱えている。しかし、その不安を打ち明ける相手がないためひとりで抱え込み大きなストレスを感じる。

②担任保育士が抱える問題や業務の増加・・・通告後、対象児とその保護者への対応は園全体ですべきだが、担任保育士による単独の対応になりがちである。その理由として、園全体において虐待に関しての知識と対応能力が不足していることが考えられる。担任保育士は、問題を抱えている子どもを目の前にすると、何とかしなくてはならないと考え自分の能力以上の問題を抱えてしまう。

(C) 処遇決定後の対応

①対応できる保育士の人数・能力不足・・・処遇決定後、在宅指導になった場合、保護者も子どもも問題をかかえているため、ゆっくりと時間をかけて関わっていくことが必要だが、クラス全体の運営を考えると担任保育士にはそれだけの時間的余裕がない。また、対応できるだけの能力があるかについていつも不安を抱えているため、対象児に近いほど客観的に状況を判断し対応できない。

②処遇決定をされた判断基準について情報公開がない・・・事例によって在宅指導になる場合と保護される場合がある。しかし、その判断基準についての情報公開がされないために、通告を決定する際どんなことに気をつければよいのか知る機会がない。

(3)事例

実際にいくつかの園で起きた事例をもとにモデル事例を作成した。その中から、保育園での対応の難しさや保育士の課題について挙げていく。

事例 1

「離婚したことで問題が解決したと思ってしまい、その後のケアがなされなかつた場合」

両親の離婚後、2人のきょうだいが転園してくる。以前母親はDV、第1子は虐待を受けていたがその事実を知らなかつたため、保育園では特別な受け入れ態勢は取らなかつた。

転園後しばらくして園生活にも慣れしてきた頃、保育士が目の前で突然立ち上がった瞬間、そばに立っていた第1子がのけぞるように後ろに倒れてしまう。また、大きな物音や声に硬直するようになる。第2子は無気力・無関心・無表情という特徴が見られた。その時になって園では子どもたちが深刻な PTSD 様の状態であることが分かる。

問題・課題点

①保育士が対応に悩んでいるときに相談できる相手がいない。保育士にも専門機関からの援助が必要・・・園での2児の様子を母親に説明し、虐待の事実を知る。職員でのケース会議の結果、離婚したことで虐待を受けることはもうないと判断し通報はせず、専門機関でカウンセリングを受けることを勧める。しかし、母親は離婚したことで問題が解決したと思っており、専門機関への援助要請を拒否する。母親の了承が得られないため、園としてはそれ以上の対応はできない。

②保育士に虐待を受けた子どものケアに対する知識がないめ、適切な対応が出

来ない。・・・転園後2年ほど経つと問題と思われていた症状はほとんど見られなくなる。それに代わって時間とともに逸脱行動が見られるようになる。しかし、その行動について保育士はただ「わがまま」な行動が目立ってきたと感じるだけで、逆に子どもたちの行動を力で押さえつけようとする。

#### 事例2

##### 「ネグレクト状態の子ども」

同じ年齢の子どもに比べると少し落ち着きのない子が入園してくる。衣服・靴など身につけるもののサイズが身体にあってなく、毎日入浴しているような形跡はない。また、虫歯が多く見られる。両親はいつも清潔にしていること、園での様子を話しても子どもへの関心があり感じられないことからネグレクトを疑う。しかし、うまく対応しきれないまま保育士の態度に腹を立てた保護者は転園させてしまう。

#### 問題点・課題点

①園に判断基準がないため、適切な時期に通報ができない。・・・家庭での様子を知るために情報収集を行う。子どもの話から、母親が子育てにあまり関心を持っていないことが分かる。ケース会議の結果、通報はもう少し母親と話をしてから再度判断することになる。

担任が家庭での様子を少しでも聞くとすると、母親は「あなた達には関係ない」とヒステリーを起こす。少しの間、状態を見ているうちに退園する。

②時間的余裕がない・・・日々の業務に追われて、このケースに対して園全体で振り返る機会はない。失敗を生かした改善策は作られない。

#### 事例3

##### 「子どもの性的な表現行動」

2人の兄弟が突然性的な表現行動を行うようになる。子どもと話をしていると、離婚後分かれた母親に会いに行き、その時の真似をしているという。

#### 問題点・課題点

①保育士に性的虐待に関する知識がない・・・子どもから話を聞きその行動を止めようとはするが、それに対して不信に思う保育士がいないため何の対応もなされない。

②乳幼児に性的虐待が起こるはずないという思いこみ・決めつけが強い。

#### 事例4

##### 「兄弟児によるいじめ」

顔立ちや仕草などが離婚をして家を出た母親に似ているという理由で兄弟児からたたかれたり、つねられたりするいじめを受けている。その行動について一緒に生活している父親・親戚も同じ理由から黙認している。保護者がその子に何かしてあげることを兄弟児が嫌うため、保護者同伴の園行事にはすべて欠席。夕方迎えが来ても家に帰ろうとしないこともある。

#### 問題点・課題点

①保育士の知識不足（誰がいっていても、子どもを守るべき保護者が黙認していれば虐待である）・・・家庭内でいじめを受けているため、園でも逸脱行動が目立っていた。そのため、保育士は保護者と話す機会を多く取りながら家庭と連携した対応を行っていくこうとする。しかし、家庭内でのいじめなどについては黙認するという形だった。園でのケース会

議の結果、この事例は家庭崩壊であると判断され、通告されなかつた。

#### (4) 現場からの提案

(A) 保育の文脈に沿ったマニュアル作り  
事例からも分かるように、児童相談所への通告が保育士の主觀に頼った判断でなされていることが多い。普段子どもと接することの多い保育士は、自分たちからの関わりによって変化していく子どもや保護者の様子を見ているため、冷静に事実だけをみて適切な判断を行うことができないからだと言える。そのため、通告は判断するのではなく、マニュアルの手順に沿って決定、実行される形を取る方が多くのケースを発見することが出来るのではないか。

(B) 互いの専門性を認めあう連携作り

①他の機関との連絡の取り方：現在でも何かあったときに専門機関へ援助要請することはある。しかし、何も問題がないときには連絡を取り合うことはない。そのため、それぞれの機関がどのような特性・専門性を持ち、保育園に対してどのような援助をすることが可能なのかを知る機会はほとんどない。しかし、実際に問題が起こってからでは自分たちの必要としている援助を行ってくれる機関を探し援助要請をするだけの余裕がなく、その結果、園内で問題を抱え込んでしまうというのが実状である。保育士の抱える問題やストレスを軽減するためにも、他の機関と普段から連絡を取りあったり、合同の研修会を開き互いの専門性を知る必要がある。

②情報の共有化：各専門機関はその機関でしか知り得ない情報を持っている。しかし、現在のところそれぞれの機関が自分たちに必要な情報開示を求めはするが、持っている情報をお互いが共有し最善の策を検討していくことは少ない。同じケースを解決していくためには、それぞれの専門性を認めあい、

互いに情報交換を行いながら対応策を検討していく必要がある。

③保育士をバックアップする支援策：現在保育士は虐待の早期発見・対応する役割を求められているが、実際それを行うだけの能力に欠けている。虐待問題に関わっていくためにはまず、保育士自身がスキルアップすることが必要である。

現在、保育士を対象に行われている研修では、虐待についての制度や保育士の役割の説明に終始している。事例の紹介では対象児の発見から処遇決定がなされるまでしか紹介されないことが多い。しかし、現場で保育士が必要としているのは虐待を見抜く正しい知識と、適切な対応をとるために援助を要請できる機関や専門家の情報である。知らなかったから対応しなかった、通告の判断を躊躇して対応できないなどということがないためにも研修の強化が必要である。また、園内では正しい知識のもとに、園全体で問題に対応するための連絡体制・組織作りが必要である。

#### (5)まとめ

虐待問題に直面したとき、保育士は子どものためにも自分が出来ることは何でもしたいという気持ちが強い。しかし、現段階では園内でのマニュアルもないことが多く、園全体の虐待に対する知識も少ないとから適切な対応が出来ていないのが現実である。保護者や子どもへの対応（実務）に対するストレスと同時に、うまく対応できないことに対するストレスも多い。これらのストレスを解消し、日々の保育活動を行っていくためにも問題を抱え込まず援助を要請できる園内の体制や専門機関との連携作りを行っていく必要がある。

## 2. 保育士への面接結果 2

虐待の早期発見と対応に関する諸問題に関して、まず、保育士や保育園の現状を整理した。整理する観点は、「縦」と「横」の繋がりである。そのそれが希薄であり、しっかりと繋がり(パイプ)ができれば、虐待の問題だけでなく保育士・保育園が抱えている問題や悩みも全て解決されるのではないだろうか。本論では、まず、縦と横のつながりについて述べ、虐待事例を交えながら解決策を考えていきたい。

#### (1)横のつながり・縦のつながり

まず、横の繋がりは、①「保育士」と「保育士」、②「保育園」と「保育園」、③「保育士」と「保護者」。縦は(a)「大学」と「保育園」、(b)「専門機関」と「保育園」、(c)「保育園」と「保育士」である。これらを例示しながら現状を述べていく。

#### ①「保育士」と「保育士」

保育士が体験することでの大きな問題は、「日頃の業務(雑用)の多さ」であると思う。保育士でなければならない業務、保育士でなくてもできる業務もすべて保育士が担っている。本来、保育士は子どもと充分に関わりその中で子どもたちひとりひとりの発達目標を定め保育し、保護者と共に子どもの成長の喜びを味わう事ができる仕事だと思う。しかし、日頃の業務(雑用)に追われて、元来の「保育士の役割」を見失っている保育士も少なくない。日頃の忙しさで自分を見失い、子どもに向き合えない、やり場のない自分の気持ちを新任保育士にぶつけること(いじめ)でストレスを解消している保育士もいる。さらに問題なのは、保育士の中に、今以上に仕事量が増える事を嫌がり、そのため変化を嫌い、進歩・進展のない保育になっている者が少なからず見られることである。

#### ②「保育園」と「保育園」

園長会等で研修会・定例会議が行われているが、その内容が現場の職員に伝わらないところもある。また、他園で問題になっている事が本園では問題にならず、なかなか問題の共通認識がな

されていない。どの園も虐待等の問題に関しては慎重ではあるが、園の中だけでなんとか解決しようとする傾向が強く、園長同士で相談する事は少ないようだ。

#### ③「保育士」と「保護者」

一例を挙げると、子育てに対して責任感の乏しい親に対して保育士が助言・アドバイスをすることがある。しかし、過去に親とのトラブルを経験した保育士は「また同じことが起ってしまうのではないか?」という不安から関係が希薄になってしまう事がある。

#### (a)「大学」と「保育園」

現場の保育士が行き詰ったときに大学(養成校)に戻り学習し直す場・時間がない、また、ケース記録の取り方やプレゼンの仕方等を在学中に学習する機会がない。大学側は虐待の調査(早期発見・対応について等)や日頃の保護者への対応の仕方等について園内で研究・調査し、統計を取ることがある。しかし、園側は関係者以外が保育に入ると日頃のペースが保てない等の理由から調査を引き受けない事も多い。

#### (b)「専門機関」と「保育園」

専門機関は、守秘義務のため共有してくられない情報が多くあり、そのため担任保育士は情報がないままに一人で抱え込んでしまうこともある。また、児童相談所や各都道府県・市町村レベルで虐待の早期発見への対応は進みつつあるが、その情報(24時間対応の悩み相談窓口の存在、対応・処置の方法、活用の仕方)が現場に降りてきていないので現状である。また、「自分の園で起こった問題に関しては自分の園で解決する」という傾向もあり、児童相談所・福祉事務所への相談・連絡等が遅れてしまうことがある。むろん虐待か否かの線引きが難しく、慎重にならざるを得ないところも連絡の遅れの原因となる。また、虐待に関する研修も増えてはきたが、保育士の直面している問題とはほど遠い研修内容であったりする。

### (c)「保育園」と「保育士」

本来、保育士の一番の理解者でなくてはならないはずの保育園であるが、第3者評価等マニュアルのためのマニュアル作りをするところもあり、保育士の仕事はますます増える一方である。また、人間関係に悩む保育士も少なくないが、園(経営者側)は中堅・ベテランクラスの保育士の方が安心して子どもを任せられるため、新任保育士へのいじめ・人間関係等の問題については見て見ぬ振りをしているところがあるようだ。

#### (2)事例からの検討

ここからは事例をもとに問題点を挙げ、「縦」と「横」の繋がりが出来ていれば起こらなかつた事・解決できる事を挙げてみたい。

##### 事例

A子は、B園からC園に転園した。転園先のC園にA子の祖母が訪ねてきたが、保育士にとって不可解なこと、たとえば年輩男性が園周辺の地図を持ってきたことやA子がその男性に向かって「あんな人、おじいちゃんじやない」と叫んだことなどから、すぐに母親に連絡を取り事情を聞いた。すると、A子ら家族は実父からDVを受けていることがわかつた。そのため、A子らはC園に転園してきたのだと言う。B園は転居の経緯(原因)を把握できていなかつた。

後日、A子が断続的に保育園を欠席することが見られ始めた。以前に持病の通院で2～3日欠席が続くことがあった。その際、2～3日の欠席の場合は心配しなくていいと聞いていたため、2日間の欠席の場合は連絡しなかつた。翌日、A子は男D(内縁関係)と共に元気に登園してきた。欠席理由は持病の治療のための通院と聞く。

その日の昼食時、母親は慌てた声で園に連絡を入れ、「男Dが大変なのですが迎え

にいく」と言った。事務職員が応対したが、よく聞き取れなかつたという。担任保育士は、「とにかくすぐに帰れる準備をして子どもを待たせるように」との伝言を事務からもらった。数分後、母親が迎えにきたが、DVにより歯や肋骨が折れ、顔や体に内出血がみられる状態だった。男Dが追ってくる危険性があるとのことで担任に挨拶だけして子どもたちを連れ逃げていった。

ここで、各関係機関との繋がりがなかつたことによって起きた問題点を挙げてみよう。

##### ①「保育士」と「保育士」

日頃の忙しさに追われて先輩保育士や主任に相談する時間がとれなかつた。また、人間関係がうまくいっておらず先輩保育士に相談できる雰囲気ではなかつた。

##### ②「保育園」と「保育園」

B園は、A子の転園理由を把握できていなかつた。そのため、園はA子の実父家族からの問い合わせに簡単に転園先を教えてしまつた。やはり、実父のDVがわかつた時点で、B園にも連絡し、各関係機関と連携を作るべきだつた。

一方、C園は、男Dと母親の名字が違う事に気づきながらも聞かなかつた。また、DVを受けた母親がA子を迎えにきたとき、管理職は自ら対応せず、担任保育士に任せてしまつた。一般的に、保育園は、「園の中だけで解決する」という雰囲気が強く、他の園には相談しないと思われる(これは保育士同士でも言えること)。

##### ③「保育士」と「保護者」

保護者が安心して相談できるだけの信頼関係ができていなかつた。また、保護者が安心して相談できる時間と場所がなかつたという施設側の問題や保護者とのトラブルを恐れて保育士に聞けだす勇気がなかつたという保育士側の問題も多い。名字が違うのを気づいた時点で確認をとるべきだつた。

### (a)「大学(養成校)」と「保育園」

園側は、大学は外部の人という意識が強く介入を嫌がるし、職員の中には「現場を知らない研究者に何がわかる?」という意識をもつ人もいる。保育士は、「園内で解決する」という強い意識から問題を公表しないこともある。その一方で、ケース記録の残し方がわからない、時間がないなどの基本的な能力がない。また自分たちの現状を現場の声として届ける機会(学会)が少ないし、のような機会があったとしても勤務時間の拘束が強いため、なかなか参加できない。保育士がつまずいた時点で学習し直す機会を作ってほしい(園と大学の両方に対して)。

大学側も、調査のデータを収集する時しか園に行く機会がない。そのため保育側は、大学との間に信頼関係を築けていないのが状況だ。

### (b)「専門機関」と「保育園」

専門機関は、24時間対応の相談窓口を作った。これによって、起こりうる問題に対して理解・対応できる体制が出来たと言ってよいだろう。一方、保育園は、「園内で解決」という強い意識がある。

保育園が専門機関に相談しても、専門機関が独自に調査して明らかになった情報を園におろしてくれない。

### (c)「保育園」と「保育士」

保育園は、保育士にマニュアルのためのマニュアル作りを要求する。また、保育士同士のぎくしゃくした人間関係も見て見ぬふりをする。今回の事例をふまえて、この事例への対応を基に再発防止に向けてのマニュアル作りが行われることもなかつた。

### (3)まとめ

どの機関も「子どもたちの為に」「最善の方法」を考えているが、子どもたちに関わる機関、保育士を育てる大学が持っている悩みや問題を共有する場が少なすぎる事が原因ではないだろうか。それぞれが抱える問題を共有する事で保育園だけでは解決できなかつた事、見えてこなかつた事

が多く見えてくるだろう。保育園、保育士、大学、専門機関それぞれが作ってきた「マニュアル」「学会発表」「24時間態勢の相談窓口」は多くある。しかし、「作った」「発表した」だけで「活用される」ところまで到達していない。形だけの対策では意味がないのである。子どもに関わる機関が情報発信し合い、それぞれが造り上げてきた「形」を有効活用できるよう努力したい。大きな組織を動かすことは通常の努力だけではできないだろうが、このパイプが出来れば虐待の問題だけでなく保育士が抱える問題のみならず全ての問題の解決の糸口が見つかるのではないだろうか。

## 3. 園長経験者への面接結果

### (1)園長たちは虐待問題をどう認識し、どう対応しているのか。

園長たちの児童虐待問題の認識は、園長により個人差はある。ただ全体的には「園児にとってはとても大切なことであり、園にとっては重い問題である。」と理解されている。そして、「当園では、できればあってほしくない。」と思っている。通常の保育園業務における園児の怪我や保護者からの苦情等に悩まされ、「心労はそれくらいにしておいて欲しい。」と思っているのが現状であろう。

### (2)通報することに躊躇する理由

A：経営者としての園長が抱える問題

#### ①今日、我々が直面せざるを得ない現実

今日の社会状況はサービス提供者にとっては厳しい時代である。「サービスは評価され、選ばれる時代」である。選ばれることがなければ、サービスの提供者であることを継続することができなくなる。「サービスを受ける人が自己主張できる時代」もある。サービスを受ける人は要望や苦情を主張でき、その提供者はそれらの主張に対して対処していく必要がある。「サービスの提供者は、

責任を負う時代」でもある。色々な要求や要望を受け入れてサービスを提供するが、それらは提供者の責任でおこなわなければならない。

## ②今日の保育園が直面している現実

保育園における措置制度が廃止され以降、保育園は親から評価され、選ばれなければならない。保護者は保育園を選ぶことができる。保育園は保護者に選んでもらうために日々努力する。その結果として、子どもたちのための保育園から、保護者のための保育園へ、その比率が少しづつ保護者の方に傾いてきている。

親は平気で苦情をいってくる。その苦情の中には、保育園として、保育士として、人間として理解し難いものも多い。しかし、保育園は、苦情が何であれ、すべて対処しなければならない。また、実質的な責任も負わなければならぬ。近年では、苦情処理システムを作成し、第三者委員による苦情処理が要求され、苦情処理結果の公表を行わなければならぬ。

虐待を通告することで、それが直接的な苦情になったり、保育園に対しての不信感や嫌がらせに発展することになりする。また、保育園は虐待を通報される立場でもあり、逆通報などの嫌がらせも考えられる。

また、保育園は最低基準により運営されている。障害を持った幼児を加配保育士なしで受け入れたり、特別な対応が必要な幼児に対して人道的・福祉的な立場で援助したりすることにより、結果として通常保育の質の低下を招き、最低基準は確保しているにもかかわらず、最低基準以下の保育に陥ってしまう現状があ

る。

## B：虐待を発見することの難しさ

### ①子ども

園児が幼児であるがゆえに虐待の事実確認が難しい。親からの幼児への虐待事実に対する口止めがあったり、幼児であるがゆえに事実と空想の世界が入り混じり事実だけの確認が難しかったりする。また、誘導的な言動により事実が歪められやすいことも要因である。結果として、虐待の事実確認の方法は身体的虐待による傷の確認が中心になっていくが、怪我との混在などで確信できるものではないケースも多い。

### ②親

基本的には、保護者は虐待の事実を隠す傾向にある。また、虐待の事実を認めても、それは「しつけ」だと言って逃げることが多い。実際、「しつけ」として幼児に手をあげた（叩いた）経験者は多く、その中で虐待を見抜かなければならぬ。その線引きは、実に難しい。

### ③保育士

保育士が園長に虐待の事実を伝えてこないケースがある。それは、保育士に虐待に対する知識がない場合もある。まさか、自分のクラスに虐待を受けている幼児がいるとは思っていない。虐待は特別なものでテレビや新聞報道のなかだけものであると思っていたりする。また、知識はあっても虐待の事実を園長に伝えてこないケースがある。それは、保育士に虐待を発見することへの恐怖があるのでないだろうか。“まさか”という不安、“しつけ”と“虐待”的違い、保護者への対応、今後の対処方法などである。通常、幼児の養護と教育のために日々努力し、がんばっている保育士が、

突如として保育の職分から外れたところで、難しい問題と直面することになるのである。

#### C：専門機関の調査の仕方の問題

保育園からの通報による調査は、保育園が主体となるケースが多い。幼児を虐待する保護者は調査員が家庭に入ることを嫌うとともに、相談に出向くことも嫌うケースが多い。結果として、状況調査は保育園中心のものとなり、保育園の日常性を乱す結果となる。保育園主体での証拠の収集となり、証拠写真撮影・観察記録やその説明に労力・時間と経費がとられることになる。それとともに、保護者との人間関係である“お互いに協力して保育をおこなう”ことが阻害される結果となってしまう。

児童の安全の重要性、虐待の危険性は十分に認識していても、これらの問題が解決されなければ保育園としての対応は難しい。本来は、児童相談所が独自で対応できる対策を講じるべきではないだろうか。

#### (4)事例

##### 事例の概要

被害児：新入園児：男児3歳（きょうだい児として女児2歳、0歳児男児。男児には虐待はない）。

家庭環境：母親の離婚後、母親の実家で祖父母と同居

母親の特徴：精神疾患（通院）歴があり、祖父母から母親への虐待があった。母親は、乳児への対応で忙しく寝不足だった。

被虐待のサイン：子どもに見られた被虐待のサインとしては、全身に見られた内出血だった。

保育園の対応：①保育士が母子から情報収集：母子ともに虐待事実の説明を拒否した。その後、②保育士が園長に報告し、③園長が幼児の傷跡を確認し、④園長が

児童相談所へ通告した。

通告に際して園長が判断した事柄：判断基準は、子どもの生命の危機だった。

通告後の問題：①母親は保育園不信になった。保育士との会話を拒否したり、保育園行事への参加を拒否した。②児童相談員への対応を拒否した。その結果、保育園が情報収集の場になった。

#### (5)解決するために何が必要か

園長の立場から、虐待が潜在化しないための環境づくりとして考えられるのは次のようなことである。

- ①通告するための基準を定める。
- ②その基準を社会が受容する。
- ③調査し認定する機関と治療機関を分離する。

保育園は、現在のところ治療機関ではない。もし治療機関にするならば、それなりの施設と人員（保育士や専門家）が必要である。

#### 4. 児童相談所専門職員に対する面接

保育士、園長らの面接内容について、児童相談所の専門職員の立場から、抱える問題への解決案について意見を求めた。

#### (1)虐待の早期発見

##### ①躊躇、ためらいの克服

通告をすることでせっかく築いてきた親との関係が崩れてしまうのではないかという心配から、つい「様子をみておこう」ということになりがちである。しかし、児童相談所は、通告を受けたからといって即、子どもを保護したりするわけではない。まず保育園での状況を聞くとともに他機関等からの情報も調査をし、重症度、緊急性の判断を行い、どのように関わっていくかを協議しながら進めていく。通告は、子どもや親への援助の始まりであるという視点を持つ

ことが大切である。乳幼児の場合は、短期間に重篤な状況になることも多いため、保育園の役割は大きいものがある。

#### (2)自分で解決しようとしない

自分一人だけで抱えていて解決できることは少ない。特に虐待の場合、親との関係、子どもの見守りなど保育所全体での情報の共有と組織的な対応が必要である。主任や園長への速やかな相談、報告、保育園全体での連絡が大切である。また、それらの情報については、関係者以外への守秘義務を忘れてはならないことも留意しておく必要がある。

#### (3)記録をとる

相談、報告の場合、事実と経過をわかりやすく記述しておくことは、有効な情報となる。日時、だれが、何を、どうした等の具体的なエピソードの記述が大切である。

ある事例では保育士が子どものあざなどスケッチしたり丁寧に記録しており、事実の確認や緊急度の判断等に非常に助かった。また、家庭裁判所審判時も有効な資料となった。

#### (2)子どもの日常のケア

子どもにとって、大事にされている、愛されている、園が安心できる場であるという実感を持つことができる保育が行われていることは基本的に大事なことである。

それらの関わりの中で、子どもの健康状態等の見守りがなされる。虐待を受けている子どもは、表情の乏しさ、過敏な反応、乱暴、不安など様々な問題行動を示す場合もある。また、身辺処理の自立や衣・食・清潔など基本的な生活の世話を必要な場合もある。

#### (3)子育ての専門家としての親への育児支援

親にとって保育士は最も身近にいる育児

の専門家である。子育ての大変さを受け止める、育児の方法を具体的にわかりやすく伝えるなど、援助の姿勢を示すことが基本となる。日常的なあいさつや会話を大切にし、親の話したいサインを見逃さないことや相談しやすい雰囲気作りが大切である。保育士の業務は非常に多忙であり、その中で大変なことはあるが、「先生は忙しそうだから」と相談しない親もいるのである。

#### (4)見守り

児童相談所で相談を受けた子どもの8割は在宅援助になる。緊急に親子を分離し一時保護した場合も、親子関係の調整がつけば再統合を図る。在宅援助を行えるかどうかの判断基準の一つが地域での支援が受けられるかであり、幼児期の場合、そのキーポイントが保育園通園である。毎日子どもの安全確認ができること、子どもや家族の変化が把握できること、保護者への育児支援ができるなどが期待されている。

見守りの場合、連絡なしの休みが続くときは、関係機関への連絡が必須である。

#### (5)連携ネットワークのあり方

連携の仕組みとして某市においては、市全体的なものとして「子どもの虐待防止連絡会議」と区保健福祉センターが主催する「区の虐待防止ネットワーク会議」がある。これらは、医療機関、警察、さらにこれらの下部組織的ものとして、事例について関わりのある機関の実務者会議が行われ、これが最も有効な援助機能を果たしている。虐待の問題は、一つの機関だけで担うことは困難で、保育園、児童委員、保健福祉センター、児童相談所などの子どもを取り巻く様々な関係者が、援助の過程や子どもや親の状況に応じた役割の分担をし、丁寧に情報交換をし支援していくことが必要である。それぞれの機関がつかんでいる情報は、しばしば断片的でそれらを互

いに出し合い統合することで親や子ども状況の全体が浮かび上がってくることもよくある。そういう意味で関係機関が互いに信頼できる関係を日常的につくっておくことが大きな援助につながると考える。

注1) この調査においては、研究協力者4名から、情報の提供を受けた。しかし、その情報の内容は個人に不利益をもたらすと考えられる情報も含まれるため、協力者の了承を得て名前は掲載しないこととした。なおすべての事例については、事例の情報内容の趣旨を変えない程度に脚色している。